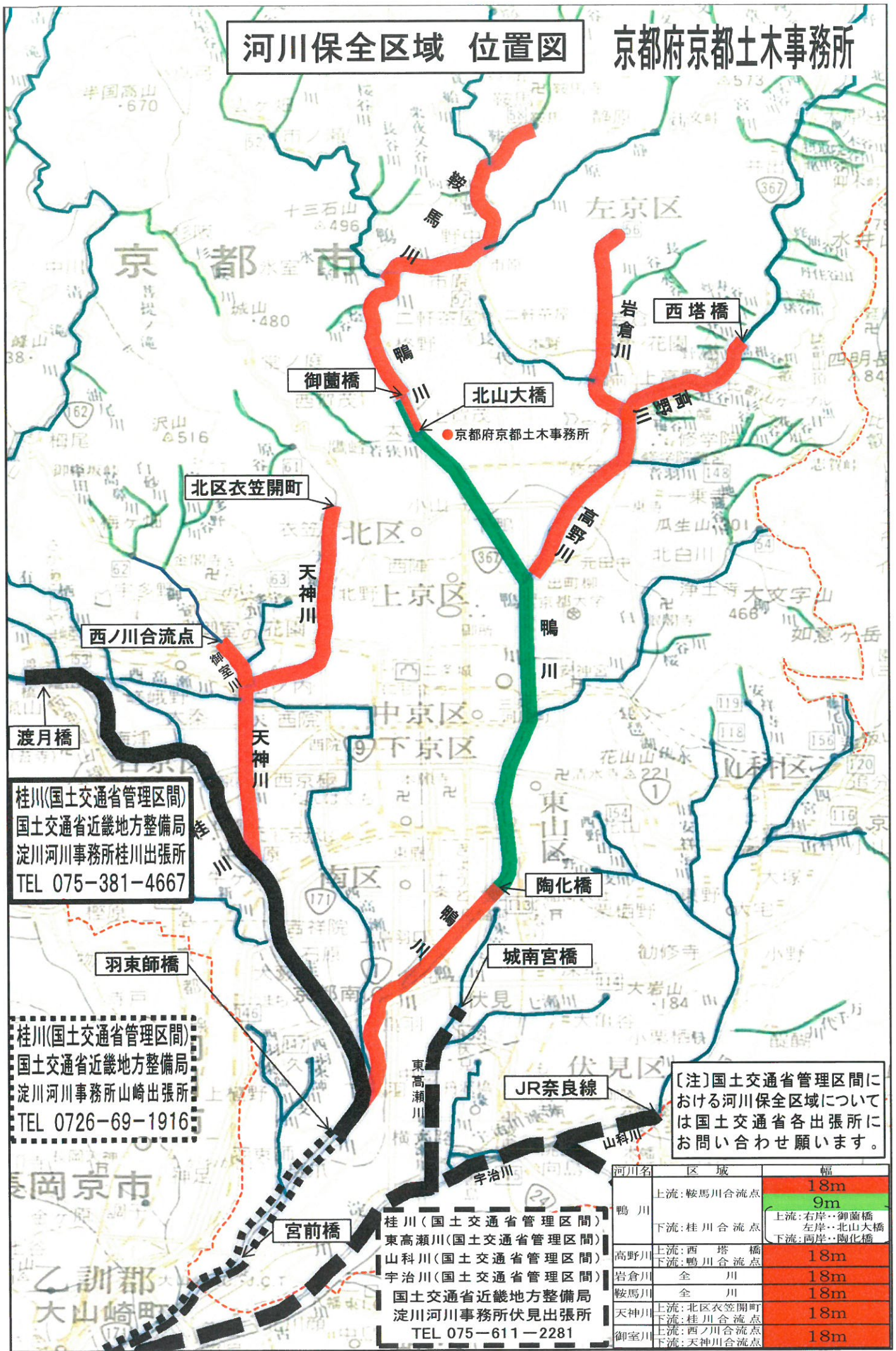


河川保全区域 位置図

京都府京都土木事務所



桂川(国土交通省管理区間)
国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所桂川出張所
TEL 075-381-4667

桂川(国土交通省管理区間)
国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所山崎出張所
TEL 0726-69-1916

桂川(国土交通省管理区間)
東高瀬川(国土交通省管理区間)
山科川(国土交通省管理区間)
宇治川(国土交通省管理区間)
国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所伏見出張所
TEL 075-611-2281

〔注〕国土交通省管理区間における河川保全区域については国土交通省各出張所にお問い合わせ願います。

河川名	区域	幅
鴨川	上流: 鞍馬川合流点	18m
	下流: 桂川合流点	9m
上流: 右岸・御蔭橋 左岸・北山大橋 下流: 両岸・陶化橋		
高野川	上流: 西塔橋 下流: 鴨川合流点	18m
岩倉川	全川	18m
鞍馬川	全川	18m
天神川	上流: 北区衣笠開町 下流: 桂川合流点	18m
御室川	上流: 西ノ川合流点 下流: 天神川合流点	18m

添付図書

- 1 河川保全区域内の行為に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 2 縮尺5万分の1程度の位置図
- 3 河川保全区域内の行為に係る土地の実測平面図
- 4 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤高を記載したもの。
- 5 工作物を設置する場合は、その設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- 6 工事の実施方法を記載した図書
- 7 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において河川保全区域内の行為を行う場合にあつては、当該行為を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 8 河川保全区域内の行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 9 その他参考となるべき事項を記載した図書

<記載要領>

- 1 河川の名称
水系名、河川名を記載すること。
- 2 目的
許可に係る行為の目的を「住宅新築のため」「宅地造成のため」等のように記載すること。
- 3 場所
登記簿謄本記載の所在地を記載すること。
- 4 工作物の名称又は種類
 - (1) 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 工作物を設置する場合には、その名称又は種類、構造又は能力等を記載すること主要な工作物の名称又は種類を明記すること。
- 5 工事の実施方法
工事の実施に当たっての施工の順序等について工事工程表に照応するよう具体的に記載すること。